

印旛郡市広域市町村圏事務組合

管理者 北村 新司 様

印旛郡市広域市町村圏事務組合

監査委員 宍倉 英雄

監査委員 笠井 喜久雄

定期監査の結果報告について

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第1項および第4項の規定に基づき、定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり提出する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 監査の種類 | 地方自治法第199条第1項による監査 |
| 2 監査の対象 | 事務局（管理課、企画課）及び水道企業部（業務課、工務課）
の令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間の財務
事務等の執行について |
| 3 監査の期日 | 令和7年11月6日 |
| 4 監査の場所 | 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部会議室 |
| 5 監査の着眼点 | 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、
正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その
組織及び運営の合理化に努めているか、を主な着眼点と
した。 |
| 6 監査の実施内容 | 印旛郡市広域市町村圏事務組合監査基準に準拠して監査を
実施したものであり、主に予算の執行状況、契約事務、財産
の管理等について、試査により確認、証憑突合を行ったほか、
関係職員から説明を聴取した。 |
| 7 監査の結果 | 関係法令に適合し、予算に基づき適正に事務が執行されてい
るか監査を実施した結果は、次のとおりである。

(事務局)
適正に処理されているものと認められた。

(水道企業部)
適正に処理されているものと認められた。 |